

大阪府市町村長様、大阪府市町村議会議長様

大阪府・受動喫煙防止条例制定への連携・賛同と意見書のお願い(陳情)

謹啓 現在国では、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されています。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とする(屋外の喫煙所設置は認める)。飲食店は原則屋内禁煙(喫煙専用室は設置可)とするが、客席面積100平方メートル以下で、個人経営か資本金5千万円以下の中小企業が経営する既存店では、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める。一方で、新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで、飲食店全体の55%(大都市では80~90%)は喫煙可能になると推計されています。

一方で、東京都では、「従業員を雇っている飲食店(約84%)については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6月都議会で提案される方向のようです。

またこれらの動きに関連して、吉村大阪市長及び松井大阪府知事は連携調整して、「2025年の万博誘致をにらみ、国よりも対象施設を広げるなど、独自の受動喫煙防止条例制定を目指す」と報じられています。

大阪府内の市町村、及び議会におかれても、大阪府・大阪市等と連携・協力するなどで、特に飲食店などの利用客と従業員、市民・住民、訪問者、観光客や海外の方々の健康を受動喫煙の危害から守る健康的な大阪のために、受動喫煙防止条例の早期の制定に賛同をお願い申し上げます。

1. 東京都の案と同じく、「従業員を雇っている飲食店(約84%)については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」のが、全ての従業員の健康が守られる良策かと思えます。(飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対する動きがありますが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものでなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されています。)
2. 従業員のいない既存の飲食店については、新規店は屋内禁煙を義務づけ、既存店でも店主(と家族)及び利用客の健康のために、屋内禁煙が望まれます。
ただ東京都のように、条例の制定を優先するために、経過措置として、上記の既存店では禁煙か喫煙可の表示を店頭に掲示する義務づけをし、喫煙可の店に子ども・未成年者・妊婦の出入りを禁じることで、当面は店主の判断に委ねる選択肢がありうるかもしれません。
3. 「分煙」では煙は必ず漏れ出ますので、屋内禁煙の徹底が必要です。
・条例の遵守を担保するために、罰則(行政罰の過料)が不可欠です。
4. 以上の観点から、大阪府内の市町村、及び市町村議会におかれては、受動喫煙防止条例制定の支持・賛同、また大阪府への賛同意見書(案を別添)の送付をお願いいたします。

2018年5月11日 陳情代表者

一般社団法人 日本禁煙学会(大阪支部) 理事
子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事
名前 ※※ ※※ 電話 ※※

〒590-0133 大阪府堺市南区庭代台4-2-3

大阪府・受動喫煙防止条例の早期制定を求める意見書（案）

現在国では、受動喫煙対策を強化する健康増進法改正案が国会に提出されている。その概要は、「医療機関や学校、行政機関は敷地内禁煙とする（屋外の喫煙所設置は認める）。飲食店は原則屋内禁煙（喫煙専用室は設置可）とするが、客席面積100平方メートル以下で、個人経営か資本金5千万円以下の中小企業が経営する既存店では、「喫煙」「分煙」などの表示をすれば喫煙を認める。一方で、新規店は原則屋内禁煙とする。」とのことで、飲食店全体の55%（大都市では80～90%）は喫煙可能になると推計されている。

一方で、東京都では、「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」との条例骨子案を公表し、6月都議会で提案される予定とされている（飲食店業界は売上げが減ることを危惧して反対する動きがあるが、禁煙によって飲食店の売上げは減るものでなく、かえって増えるであろうことが国内外で報告されている）。

またこれらの動きに関連して、吉村大阪市長及び松井大阪府知事は連携調整して、「2025年の万博誘致をにらみ、国よりも対象施設を広げるなど、独自の受動喫煙防止条例制定を目指す」と報じられている。

よって、大阪府におかれては、以下の受動喫煙防止条例の早期の制定を強く求める。

記

1. 受動喫煙から大阪府民の健康を守り、とりわけ子ども・未成年者・妊婦、アレルギー患者や病弱者を守り、また市民・府民だけでなく、訪問者、観光客や海外の方々の健康を守る「健康大阪」のため、早急に「大阪府・受動喫煙防止条例」の制定を進めること。
2. 特に飲食店等にあっては、東京都案と同じく「従業員を雇っている飲食店（約84%）については店舗面積にかかわらず原則屋内禁煙にする」など、従業員すべてが受動喫煙のない職場で働けるよう、また利用客すべてが受動喫煙で健康を害されない内容の条例を制定すること。
3. WHOなども主唱しているように、「分煙」では煙は必ず漏れ出るとされているので、当初より屋内禁煙を徹底すること。
4. 条例の遵守を担保するために、罰則（行政罰の過料）のある条例とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

〇〇議会議長

大阪府知事 様 宛